

創業期一括保証

みらい

「みらい」は、創業期の中小企業・小規模事業者の方に対し、一括返済による資本性の高い保証付融資を提供することにより、円滑な事業展開を支援する新しい保証商品です。

商品の

特長

- **最長3年の一括返済**とすることにより、円滑な事業展開を支援
- 保証料率を通常よりも**平均20%割引**

お問い合わせ・ご相談窓口

裏面の【お問い合わせ・ご相談窓口】を参照



兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN



創業期一括保証 の概要

対象となる方	事業を開始した日以後、保証申込時点で1年を経過していない方																						
資金用途	運転資金および設備資金																						
融資限度額	2,000万円 ※小口零細企業保証を利用する場合は、既保証債務残高と合算した保証額が2,000万円以内																						
保証期間	3年以内																						
貸付形式	証書貸付または手形貸付																						
返済方法	一括返済																						
貸付利率	金融機関所定利率																						
担保	不要																						
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要です。																						
保証料率	下表のとおり(通常の保証料率より平均20%割引)																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>貸借 対照表 なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>責任共有 保証料率</td> <td>1.70%</td> <td>1.50%</td> <td>1.30%</td> <td>1.10%</td> <td>0.92%</td> <td>0.77%</td> <td>0.61%</td> <td>0.45%</td> <td>0.31%</td> <td>0.92%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	貸借 対照表 なし	責任共有 保証料率	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%	0.92%
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	貸借 対照表 なし												
	責任共有 保証料率	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%	0.92%												
[小口零細企業保証を利用する場合]																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>貸借 対照表 なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>責任共有 対象外 保証料率</td> <td>1.97%</td> <td>1.71%</td> <td>1.51%</td> <td>1.30%</td> <td>1.08%</td> <td>0.85%</td> <td>0.69%</td> <td>0.53%</td> <td>0.34%</td> <td>1.08%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	貸借 対照表 なし	責任共有 対象外 保証料率	1.97%	1.71%	1.51%	1.30%	1.08%	0.85%	0.69%	0.53%	0.34%	1.08%	
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	貸借 対照表 なし													
責任共有 対象外 保証料率	1.97%	1.71%	1.51%	1.30%	1.08%	0.85%	0.69%	0.53%	0.34%	1.08%													
申込必要書類	通常の保証申込書類に加え、「創業・再挑戦計画書」が必要です。																						
取扱期間	令和3年3月31日までに当協会が申込を受付したものが対象となります。																						

お問い合わせ・ご相談窓口

(令和2年4月1日現在)

	電話番号	担当地域(お客様の主たる営業所所在地)
神戸事務所	保証相談一課	078-393-3909 神戸市東灘区、灘区、中央区
	保証相談二課	078-393-3913 神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区
	保証相談三課	078-393-3916 神戸市北区、西区、明石市、三木市
阪神事務所	保証相談一課	06-6411-4146 尼崎市、伊丹市
	保証相談二課	06-6411-4147 西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
姫路事務所	保証相談一課	079-289-3611 姫路市(区部を除く)
	保証相談二課	079-289-3612 姫路市(区部に限る)、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬支所	0796-22-5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所	0799-22-4493	洲本市、南あわじ市、淡路市
西脇支所	0795-22-6775	西脇市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、多可郡
加古川支所	079-424-1105	加古川市、高砂市、加古郡